

豊橋市司文庫基金運営委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市司文庫基金運営委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 委員会の会議は、これを公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した場合は、この限りではない。

(傍聴の手続)

第3条 公開と決定した会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付で氏名、住所等を記入しなければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

第4条 傍聴の定員は、会議の都度、委員長が定める数とし、先着順によるものとする。ただし、委員長が特別の事情があると認める者にあつては、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第7条 傍聴人は、委員長の許可なく写真撮影、録画及び録音を行ってはならない。ただし、あらかじめ写真撮影等の許可がされている会議にあつては、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、この要領に違反したとき、又は会議を非公開とする決定がされたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年9月15日から施行する。